

会 議 録

会議の名称	令和８年度 本庄市情報公開審議会
開催日時	令和８年８月５日（水） 午前 ・午後 １０時００分から 午前 ・午後 １０時４０分まで
開催場所	本庄市役所５階 ５０１会議室
出席者	(委員) 門倉 道雄委員、田中 輝好委員、青木 貴子委員、 瓜田 菜子委員、保岡 哲也委員 (事務局) 三森総務部長、高柳行政管理課長、宇都宮課長補佐、清水主査
欠席者	反町 幸次委員、明堂 純子委員
議題 (次 第)	(１) 会長及び副会長の選任 (２) 審議会の公開について (３) 令和７年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況（報告） (４) その他
配付資料	１．次第 ２．資料１ 令和７年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況 ３．資料２ 令和７年度 情報公開 公開内容 ４．本庄市情報公開審議会委員名簿
その他特記事項	
主管課	総務部行政管理課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (高柳課長)	ただいまより本庄市情報公開審議会を開会させていただきます。本日は公私共お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます行政管理課長の高柳と申します。よろ

	しくお願いいたします。 初めに吉田市長より委嘱状の交付を行います。(各委員へ委嘱状の交付) 続きまして吉田市長より御挨拶を申し上げます。
本庄市長	皆様お忙しい中、情報公開審議会へ御参集いただきまして誠にありがとうございます。 当審議会の委員をお引き受けいただきまして、皆様には改めてお礼を申し上げます。 本市の情報公開制度でございますけれども、市民の皆様の知る権利、これを保障し、市の説明責任を明らかにするために利用しやすい制度運営を心掛けそして推進をしているところでございます。 合併後20年間の情報公開条例に基づく申請に係る決定件数ですが、2,018件でございます。年平均ですと約100件を超える件数でございます。ここ3年の合計では248件年で、平均で見ますと、減少傾向にあるところではございますけれども、これは、より利用しやすい制度を取り入れるなども影響していると考えられます。この点、この後事務局から説明を致させます。また、個人情報保護制度について、個人の権利利益を保護することを目的としておりまして、合併後20年で個人情報保護条例または個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の開示請求に係る決定件数、これは337件でございます。年平均で17件でございますが、ここ3年の合計が76件となっております。これは増加傾向にございます。 この個人情報保護制度につきましては、個人情報保護に関する法律の改正によりまして、令和5年度から地方公共団体におきまして法が適用され従来国の行政機関や民間事業者、地方公共団体について別々に規定されていたものが統合されまして、共通して適用されることになりました。 この改正法によりまして、法令、制度全体の解釈を、個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されましたので、当審議会につきましても、役割が大きく変わりをまして、審議会名をかつての本庄市情報公開・個人情報保護審議会から、本庄市情報公開審議会と改めたわけでございますが、個人情報を適切に管理していくという必要性は変わるものではございませんので、本日の会議でもこの個人情報の開示についてその実施状況を事務局から説明をさせていただく予定でございます。 委員の皆様方がお持ちの様々な知見に基づきまして、本市の情報公開制度個人情報保護制度に御意見を賜ればというふうに考えているところでございます。

様 式

	市といたしましては今後ともより公平で公正な制度運営のため、研修等を通じまして、対応する職員一人一人の意識と知識の向上に努め、より正確な運用を心がけてまいる次第でございます。 委員の皆様方には、情報公開、個人情報保護制度を適切に適正に運用していくため、さらなる御指導と御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局 (高柳課長)	市長は公務のため退席をさせていただきます。続きまして本日御出席をいただいております委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。所属とお名前のみで結構ですので、名簿順にお願いします。
門倉委員	本庄市議会から参りました門倉道雄と申します。
青木委員	埼玉県税理士会本庄支部から参りました税理士の青木貴子です。よろしくお願いいたします。
瓜田委員	こだま青年会議所から来ました瓜田茉莉子です。
保岡委員	弁護士をしております保岡と申します。よろしくお願いいたします。
事務局 (高柳課長)	委員の皆様ありがとうございました。続きまして、事務局につきましても、総務部長より順に紹介をさせていただきます。
三森部長	総務部長の三森と申します。
高柳課長	行政管理課長の高柳と申します。
宇都宮補佐	行政管理課課長補佐の宇都宮と申します。
清水主査	行政管理課の文書係の清水と申します。
事務局 (高柳課長)	続きまして、会議の成立について御報告を申し上げます。本審議会は、委員の過半数の出席が必要となっております。ただいま反町幸二委員、明堂純子委員、田中輝好委員の3名について、欠席となっておりますが、7名中4名出席ということで、定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。 次に会議録につきまして、全文筆記の形で作成いたしまして、後ほどお諮りいたしますが、公開について皆様からの異議がないようでしたら、市のホームページで公開する予定となっております。なお正確を期すため、録音させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。 また、傍聴希望者につきましては、おりませんでしたので、御報告をいた

	します。 最後に、本日の資料でございますが、事前にお送りさせていただきましたが、資料1のうち、一部の数字に誤りがございました。大変申し訳ございませんが、訂正させていただき、その他の資料とあわせまして、改めて御用意をさせていただいております。訂正部分につきましては、この後、御報告をさせていただく中で御説明をさせていただきたいと思います。 それでは改めて資料の御確認をお願いいたします。席に置かせていただきましたものにつきまして、次第、資料1 令和7年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況、資料1につきましては、右上の資料1の下に（訂正後）と書き加えさせていただいております。次に資料2、令和7年度情報公開公開内容について、本庄市情報公開審議会委員名簿、以上の4種類でございます。不足等はございませんでしょうか。 それでは、これより議事に入らせていただきます。今回は任期が始まり最初の会議でございますので、会長、副会長を決定していただく必要がございます。つきましては、会長が決まるまでの間、総務部長が会議の進行を務めさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。
三森部長	改めまして総務部長の三森でございます。会長が決まるまでの間進行させていただきます。着座にて失礼いたします。 議事（1）の会長および副会長の選任についてでございますが、会長選出にあたりまして、本庄市情報公開審議会条例第5条では、第1項で、審議会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定めるとしております。 また会長の職務といたしましては、審議会を代表し、会議を総理するとともに、会議の議長となるということでございます。 また副会長の職務といたしましては、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理するとなっております。 それでは会長の互選でございますが、皆様の中で自薦他薦など御意見が、ありましたら賜りたいと思います。（「事務局案はありますか。」の声） では事務局の方で提案はあるでしょうか。
事務局 (高柳課長)	事務局から御提案をさせていただきたいと思います。事務局といたしましては、会長につきましては市議会議員でいらっしゃる門倉委員にお願いをしたいと考えております。
三森部長	ただいま事務局から、市議会議員選出の門倉委員に会長ということで提案

	いたしました。皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手をもって御承認をお願いいたします。(拍手) ありがとうございます。 それでは、会長には門倉委員に就任していただくことになりましたので、会長席へお移りいただきまして、御挨拶を頂戴したいと思います。 会長御挨拶をお願いいたします。
門倉会長	ただいま委員会の会長に推薦されました門倉と申します。本庄市議会から参りました。 当委員会の委員は3期目になりますが、会長としては初めてのことでございます。皆様のお力をいただきながら、しっかりと審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
三森部長	ありがとうございました。それではここからは会長に議事の進行をお願いいたします。
門倉会長	それでは続きまして副会長の互選を行いたいと思います。委員の皆様の方から自薦他薦など御意見ございましたら承ります。 いかがでしょうか。(意見なし) ないようですので、事務局の方で何か考えございましたら、お願いいたします。
事務局 (高柳課長)	事務局といたしましては、副会長につきましては、本庄市の顧問弁護士として様々な行政課題に対する法律相談等に御対応いただいております保岡委員をお願いしたいと考えております。
門倉会長	ただいま事務局の提案といたしまして、顧問弁護士の保岡委員という案が示されました。皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手をもって御賛同ください。(拍手) ありがとうございます。 副会長に就任していただくことになりました保岡委員に副会長席へお移りいただきまして、御挨拶を頂戴したいと思います。
保岡副会長	このたび副会長ということでお話いただきました。精一杯努めてまいりますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。
門倉会長	ありがとうございました。次に(2)審議会の公開についてお諮りいたします。

	この点につきまして事務局から説明をお願いします。
事務局 (高柳課長)	審議会が行う調査審議の手続きは、出席委員の過半数で非公開を議決したときを除き、公開することとなっております。本日の案件につきましては、特に非公開にすべき事項はございません。
門倉会長	委員の皆様、公開に御異議はございませんでしょうか。(異議なしの声) それでは、異議がないようですので、本日の審議会は公開とすることといたします。 次に事務局に確認ですが、本日の審議会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。
事務局 (高柳課長)	傍聴希望者はおりません。
門倉会長	次に本日の審議会への報告事項が1点ございます。議事(3)令和7年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (清水主査)	それでは、議事の(3)令和7年度情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の実施状況につきまして御報告させていただきます。 資料の一部に誤りがございました。訂正した部分に黄色く色をつけさせていただいておりますので、訂正後の資料1を御覧いただきたいと思います。 まず資料1一番上の表でございます。情報公開制度の実施状況から御説明させていただきます。 上の表の受付件数の欄、受付件数は、請求、申し出、金入設計書情報提供がありますが、その請求の欄を御覧ください。 令和7年度中本庄市長はじめ、それぞれの実施機関、市長、教育委員会、議会、その他とございますけれども、それぞれの実施機関に対して、合計55件の情報公開請求がございました。これらの件数については、1件の請求に対して複数の課が情報担当課となった場合でも、同一の実施機関ごとに1件として計上しております。 令和6年度は70件の請求でしたので、合計を比較すると減少しておりますけれども、受付件数3つ目の、金入設計書情報提供というものが54件、令和7年度にございまして、こちらは前年度は10件でございましたので、大きくこの数字が増加しております。ここでこの金入設計についてちょっと簡単に御説明させていただきます。より簡易な手続きで情報を提供できるよ

う、令和7年の1月から情報提供を開始いたしております。令和6年度は1月からの3か月間でございましたけれども、10件の申請がございました。この制度の御利用が増えたことによりまして、情報公開の請求件数が減少したと考えております。

このことは、この資料1の2ページ目の上の表ですが、情報公開内容の種類別件数のうち、②工事設計書に関する文書、この件数が、令和7年度5件でございますけれども、令和6年度は35件ございました。このことから情報公開請求によらず、こちらの金入設計書の情報提供を利用したことによって請求件数が減ったと考えております。

また1ページ目にお戻りいただきたいと存じます。公開請求に対する決定内容等でございます。表の右側の方、決定内容等でございますが、全部公開が32件、部分公開が34件、非公開は0件、不存在が16件、存否応答拒否が1件、また取り下げが6件ございました。合わせて89件となっております。これは先ほど御説明いたしました、1件の請求で複数の公開文書が対象となるものがございまして、それぞれ異なる決定がなされたものがありましたことから、決定内容等の件数は請求件数よりも多くなっております。

続きまして、受付件数の請求欄右側にございます、申し出につきまして御説明をいたします。

申し出は合計7件でございます。この申し出という手続きでございますけれども、情報公開条例で、この条例の規定により、一度公開した公文書はこの条例の規定によらず提供するよう努めるとしてございまして、公開済み公文書として公開しております。一度請求があつて公開したものは、さらに情報公開の請求というものはせずに、公開ができるということでございます。

また、これとは別に、合併前の旧本庄市と旧児玉町から承継された、新しい本庄市に承継された公文書につきましては、この情報公開条例が適用されませんので、承継公文書の公開申出という方法で対応しておりまして、両制度を合わせて、令和7年度は7件でございましたけれども、内訳といたしましては、7件とも公開済み公文書の公開というものでした。

続きまして、2ページに移らせていただきます。

まず、情報公開内容の種類別件数について御説明させていただきます。2ページ目の上の表ですね、1、情報公開内容の種類別件数でございますけれども、先ほど御説明させていただきましたとおり、工事設計書に関する文書の件数が減少しました。なおこの分類の①から⑦の区分につきましては、毎年度の推移がわかるように例年と同様の区分といたしました。

①から⑥に分類できない⑦その他の件数が半数以上を占めております。

公開内容につきましては、資料２としてお配りさせていただきましたものに一覧がございますので、そちらを御覧ください。なお、表１の合計件数７３件でございますけれども、これは全部公開３２件、部分公開の３４件、これは１ページ目の上段の表の内訳ですけれども、全部公開、部分公開、非公開を合わせた６６件に、公開済み公文書の中出が７件ございましたので、それを合わせた７３件となっております。

次に２ページ目の下の表、２、情報公開の部分公開・非公開理由の内訳件数でございます。

例年同様、非公開情報の多くは個人に関する情報として特定の個人を識別できるもの、または、個人の権利利益を侵害する恐れがあるもの、あるいは法人等に関する情報として、公開することにより、正当な法人等の利益が損なわれる恐れがあるもの、などございました。

続きましてその下の３、審査請求の状況でございます。

お手元にお配りしました審査請求の状況では令和７年度審査請求はありませんでしたとさせていただいておりますが、大変申し訳ございません、資料を精査いたしましたところ、令和７年度審査請求が１件ございました。こちらについては、取下げをされておりましたので、資料に記載する際に、審査請求はありませんでしたとしてしまいましたが、審査請求自体はあったことから、こちらはこれまでのこの資料の作成の仕様に合わせて１件というふうに計上させていただきたいと思っておりますので、修正をお願いいたします。

続きまして、個人情報保護制度の実施状況について御説明させていただきます。１ページ目にお戻りいただきたいと思っております。

下の表、令和７年度個人情報保護制度の実施状況でございます。

令和７年度の受付件数でございますが、合計で４０件の請求がございました。その内訳といたしましては、本庄市長宛のものが、こちらですね当初の資料では３８件とさせていただいておりましたが、集計の誤りがございましたので、３９件に訂正させていただきました。また、教育委員会宛の１件で合計４０件となっております。決定内容等につきましては、全部開示が１６件、部分開示が２１件、不開示が０件、不存在が３件、存否応答拒否が０件、また、申請の取下げが１件ございました。このうち、本庄市長宛の請求に対する全部開示および部分開示の件数につきまして、こちらも決定通知書と照合いたしまして確認したところ、それぞれの件数に訂正がございましたので、本日の資料で訂正させていただきます。以上の内訳を合計すると

41件となりますが、こちらも先ほどの情報公開制度と同様でございますが、1件の請求に対して複数の決定がありましたので、請求件数よりも多くなっております。このことを表の下のところ新たに追記をさせていただきました。なお個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はございませんでした。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

3ページ上の表、4、個人情報開示内容の種類別件数でございますが、①の身体障害や精神障害の診断書、意見書の請求件数が多くございました。この件数についても、決定通知と照合いたしまして、19件に訂正させていただきました。②の各種証明書の交付申請でございますけれども、こちらは御自身の関わる証明書、戸籍や住民票などの交付申請についての開示請求を計上しております。その他として14件を合わせて合計41件となっております。

続きましてその下の表、5、個人情報開示の部分開示、不開示理由の内訳件数でございます。

こちらにつきましても決定通知書と照合させていただきました、内訳を再度見直したところ、訂正がございました。大変失礼いたしました。内訳として、一番多いのが2番目の開示請求者以外の個人に関する情報でございますけれども、これは先ほど上の表、4で、診断書ですとか、意見書の開示請求が多い中で、診断書などに含まれている医師の印影を不開示としていることと関連しております。また、法人等に関する情報についても、5件を不開示としております。その他、表の中ほどにございます78条第1項第7号が1件だけございました。開示することにより市の事務事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるとして、一部を不開示としたものです。

説明は以上でございますが、令和6年の12月から情報公開請求と、保有個人情報開示請求の申請方法について、本庄市オンライン窓口を活用した電子申請が加わりまして、令和7年度では情報公開請求で22件の御利用をいただいております。保有個人情報の開示請求では、オンラインの請求はございませんでした。

続きましてその下の6、審査請求の状況でございます。

個人情報の開示請求に関しての、審査請求はございませんでした。

続きまして4ページ目、最後のページ、7、情報公開審議会の開催状況でございますが、令和7年度中に1回開催させていただいております。内容につきましては、会議内容に記載したとおりでございます。

	最後に、8、行政不服審査会の開催状況でございますが、情報公開および個人情報開示の決定に関する諮問はございませんでした。 それから資料の2でございますが、令和7年度に行いました情報公開の全部公開及び部分公開の決定により公開された公文書一覧でございます。資料2の情報公開の公開内容につきましては、説明は割愛させていただきますが御確認いただければと思います。御参考に御覧いただければと存じます。 以上をもちまして、令和7年度情報公開個人情報保護制度の実施状況についての報告とさせていただきます。 (田中委員 入室)
門倉会長	ただいまの報告に対して何か御質問はございませんか。
保岡副会長	よろしいですか。確認なんですけど、教えていただきたいのですが、令和7年1月から、お金の金額が入った設計書の情報が、より簡易な手続きで手に入るようになったので、情報公開請求の形では減少したという理解でよろしいですね。
事務局 (清水主査)	そのように考えております。毎年件数の変動はございますけれども、大きく減った理由としてはこの金入設計書は工事の設計書でして、工事だけではないのですが、設計書の公開がより簡易な方法となりますので、情報公開請求が少なくなったというふうに考えています。
保岡副会長	ちなみに、どういうところが金入り設計書について情報提供を求めるのかは、法人が多いのでしょうか。
事務局 (清水主査)	そうですね、請求者については具体的に御紹介できないのですが、法人が多いという印象でございます。
門倉会長	他に何かございますか。ないようでしたら、私からお伺いします。公開内容についてですが、内容の中で3番と12番、議会のことについてですが、データは音声データをUSBとかそういう媒体で渡したのでしょうか。12番については紙ベースで渡したということよろしいですか。
事務局 (清水主査)	おっしゃるとおりでございます。3番については音声データで、確か、そのデータを取り込むためのものはお持ちいただき、そこに記録してお渡ししたと記憶しております。12番については、実際には決定されたときは既にホームページで公開されていたため、交付は受けなかったようでございま

様 式

	す。
門倉会長	情報公開請求に対する交付をする段階では、USBなど、変なものが紛れ込んでいるものを接続するとよくないと思いました。CDなどの新しいものを利用するということであればよろしいかと思いますが、十分そのあたりを注意していただいて、市役所のPCにウイルスなどが入らないようにしていただきたいということで、聞きました。他に何かございますか。
門倉会長	他にないようでしたら次の（４）その他に移ります。委員の方から何かございますか。 ないようでしたら事務局から何かありますか。
事務局 (高柳課長)	ありません。
門倉会長	それではこれをもちまして本日の議事を終了いたします。議事進行に際しまして、皆様の御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。本日の議長の任を降ろさせていただきます。
事務局 (高柳課長)	ありがとうございました。委員の皆様、御審議いただきましてどうもありがとうございました。 また、議事に入る前に、委員の御紹介をさせていただきましたので、田中委員におかれましても、もしよろしければ、皆さんと同様に御紹介といたしまして所属とお名前のみで結構ですので、ぜひお願いいたします。
田中委員	本庄市議会の田中でございます。よろしくお願いいたします。
事務局 (高柳課長)	ありがとうございました。それでは本日議長を務めていただきました門倉会長には心より感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。 なお、現時点において審議会の諮問案件、報告事項はございませんが、次回開催をする際には、開催の御連絡を開催のおおむね１か月前には御連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、閉会にあたりまして、保岡副会長から御挨拶を頂戴したいと思います。
保岡副会長	それでは以上で、本庄市情報公開審議会を閉会いたします。今後とも御協力よろしくお願いいたします。

様 式

令和 8 年 9 月 16 日

本庄市情報公開審議会 会長

明倉道雄